

平成26年 3 月和水町議会定例会会議録

平成26年 3 月 4 日和水町議会第 1 回定例会を議場に招集された。

1. 平成26年 3 月 4 日午前10時00分招集

2. 平成26年 3 月 4 日午前10時02分開会

3. 平成26年 3 月 4 日午後 2 時50分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(13名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	9 番 荒 木 拓 馬	10 番 杉 本 和 彰
11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾	13 番 庄 山 忠 文
14 番 多 賀 勝 丸		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

8 番 高 巢 泰 廣

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	今 村 裕 司	総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽
会 計 管 理 者	徳 永 宣 久	企 画 課 長	山 下 仁
税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘	健 康 福 祉 課 長	堤 一 徳
経 済 課 長	坂 本 政 明	建 設 課 長	杉 本 章 一
学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司	社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一
福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎	事 業 課 長	松 尾 憲 成
町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	石 原 恵 一

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第2号 和水町立病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
- 日程第6 議案第3号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備について
- 日程第7 議案第4号 和水町交通災害共済条例の廃止について
- 日程第8 議案第5号 和水町特別会計条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 和水町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第9号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第10号 平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第11号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第14号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第15号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第17号 平成26年度和水町一般会計予算
- 日程第21 議案第18号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第22 議案第19号 平成26年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第23 議案第20号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第24 議案第21号 平成26年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成26年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第23号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成26年度和水町春富財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算
- 日程第30 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第31 議案第28号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第32 議案第29号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第33 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時02分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

ただいまから、平成26年3月和水町議会定例会を開会します。

なお、8番、高巢泰廣君から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日と明日の会議を欠席となりますので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番荒木拓馬君、10番杉本和彰君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの7日間にしたと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月10日までの7日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成26年和水町議会3月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて多忙なところ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例6件、補正予算9件、当初予算10件、その他3件、計28件であります。本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告、12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は別紙のとおり、お手

元に配付のとおりです。

この中で2月18日に開催されました熊本県町村議会議長会の定例総会の中で、全国町村議会議長会及び熊本県町村議会議長会から自治功労の表彰がっております。我が和水町から、杉村議員、杉本議員、不肖私3名が15年以上在籍ということで表彰を受けております。この場を借りて御報告申し上げます。おめでとうございます。

以上、諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（多賀勝丸君） 次に、有明広域行政事務組合議会からの報告の申し出がありますので、報告を求めます。

有明広域行政事務組合議会議員 松村慶次君

○有明広域行政事務組合議会議員（松村慶次君） 皆様、おはようございます。それでは有明広域行政事務組合議会活動報告をいたします。平成25年度有明広域行政事務組合議会活動概要を配付しておりますので、ご覧お願いいたします。

平成25年度の組合議会におきましては、定例会3回、臨時議会1回の計4回開催されました。第1回定例会は、平成25年2月27日に開催されております。内容については専決処分の報告、規約の一部変更や条例の制定及び補正予算、当初予算が主な内容でした。第2回臨時議会は、平成25年6月2日開催しております。内容については、平成24年度繰越明許費計算書及び決算処分事項の報告についてなどで、報告案件が2件、工事請負契約の締結及び消防関係の財産取得に関する議案が2件が主な内容でした。

第3回定例会は、平成25年7月31日開催しております。内容については、荒尾消防署建設用地及び平成25年度車両整備計画に基づく財産の取得について2件、平成25年度一般会計補正予算や条例の制定についてなど3件が主な内容でした。

第4回定例会は、平成25年12月1日開催しております。内容については、一般会計歳入歳出決算及び補正予算議案が2件、給与条例、財産使用条例、廃棄物の処理及び清掃について条例の一部を改正する条例の制定が、3件が主な内容でした。

あとの議会運営委員会、全員協議会開催についてはご覧のとおりですので、資料をご覧ください。

続きまして、平成25年度有明広域行政事務組合の重点施策について報告いたします。

はじめに、事務局の重点施策で、総務関係では、1項目目、効果的な人事管理及び職員研修の強化、2項目目に結婚支援事業の充実・強化、3項目目に省エネ対策の推進。一応3項目を重点施策として掲げており、総務関係の重点施策の現在の成果としては、市町村アカデミー、熊本県市町村職員研修協議会に積極的に職員派遣を行い、職員の知識及び資質の向上に努めています。

2項目目の結婚支援事業においてですが、この事業は平成22年度より開始し、平成25年度においては10組、トータルで20組の成婚者が出ており、着実に成果が出ております。ちなみに和水町においては1組の女性の方が成婚されております。3項目目の省エネ対策の推進ですが、有明広域

のクリーンパークファイブは省エネ法に基づく第2種の指定工場に指定されており、それに伴い省エネにかかる削減計画を作成し、エネルギーの削減に努めているところでございます。

次に介護保険関係ですが、自立支援法の改正により、適正な審査会運営及び事務の充実強化を掲げております。自立支援法においては平成25年度より新たに制度化され、知的・身体・精神及び難病患者に対して公正で公平な審査の実施に努めております。ちなみに25年度の審査会の実施であります、本年の2月現在において審査会を22回、審査件数として268件です。

次に、業務関係については、1項目目に施設の老朽化に伴う修繕計画強化の実施、2項目目に環境フェスタを通してリサイクル及びごみ減量の啓発を掲げており、平成22年度より環境省が推進する循環型社会形成推進交付金事業により東部環境センターの長寿命化計画を策定し、施設の延命化を図る計画です。また、リサイクルフェスタ等を通じて、地域住民へのごみ減量化及びリサイクルの推進の啓発活動を推進しております。

次に消防関係ですが、1項目目に消防施設の整備・充実、2項目目に消防救急救助体制の充実強化、3項目目に火災予防行政の推進強化、4項目目に地域防災力の充実強化、この4項目を掲げて活動しています。はじめに消防設備の整備充実ですが、庁舎見直し計画に伴い、消防防災の活動拠点施設として庁舎の耐震化と機能の充実した設備を備える荒尾消防署庁舎が建設が行われております。荒尾消防署につきましては、本年度の3月末に完成予定でございます。2項目目の消防救急救助体制の充実強化ですが、火災救助などの災害に対し、迅速かつ的確に対応し被害を最小限に止めるため、消防・救急・救助体制の充実化を図り、住民の生命・身体及び財産を守り、また救急救命士や救急隊員の知識・技術の向上に努め、住民の救命率向上に力を入れております。3項目目の火災予防行政の推進強化ですが、住宅火災による死傷者の軽減を図るため、火災予防広報並びに住宅用火災警報器の設置推進に努めるとともに防災対象物及び危険物施設の立入検査を強化し、消防法令違反の是正を図り、災害の未然防止に努めております。4項目目の地域防災力の充実強化ですが、さまざまな災害の被害軽減を期するため、消防・構成市町・消防団及び関係機関等との連携を強化し、地域防災力の充実を図り、住民の安心・安全な暮らしの確保に努めております。

以上が平成25年度における有明広域の重点施策として、現在の成果でございます。

以上で、平成25年度有明広域行政事務組合議会活動報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、有明広域行政事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、行政報告の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 平成26年第1回和水町議会定例会開催にあたり一言ごあいさついたします。

今日、和水町誕生から既に満8年を終えて、9年目の今日余日を数えておるところでございます。

す。今期最後の議会になるわけでございます。

さて、小・中学校の統廃合事業でございますが、先日23日緑小・神尾小が閉校式並びに記念事業が終えたところでございます。さらには3月2日、春富小の閉校式がなされました。よって、この春三加和小学校がスタートをする運びとなったところでございます。そこで新生教育元年ととらえることになるわけでございます。菊水地域においても早く子どもたちのために教育環境を整うことを願っております。

それでは議案説明を申し上げます。26年度の一般会計予算は、骨格予算でございます。歳入・歳出それぞれ59億8,718万5,000円提案いたすものでございます。ほか特別会計で国民健康保険事業会計ほか8会計でございますが、なかで町立病院の経営形態を全部適用に移行いたしまして2年目を迎えるわけでございます。よって、その成果を期待いたすわけでございます。

また、特別養護老人ホーム築年40年を既に超えております。その対策、対応が問われる現状で今後の大きな課題でございます。ほか4月から消費税8%負担増となります。その値上げに伴って、介護保険事業会計はもとよりそれぞれの会計しっかりと事業運営に取り組む姿勢、強化することを最も大切であると理解しております。

今定例会に町長提案議案でございますが、議案第2号、条例でございますが、和水町立病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備についてから、議案第7号条例、和水町学校給食センター設置条例の一部改正まで6件でございます。それから議案第8号、補正予算、平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）から議案第16号、補正予算、平成25年度国民健康保険和水町町立病院事業会計補正予算（第2号）まで9件でございます。議案第17号、当初予算、平成26年度和水町一般会計予算から議案第26号、当初予算、平成26年度国民健康保険町立病院事業会計予算まで10件でございます。それから議案第27号その他で、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから議案第29号その他、和解及び損害賠償額の決定についてまで3件でございます。

以上、御提案申し上げますが、それぞれの担当課長より説明をいたさせますので、よろしく御審議願ひ御採択願ひようお願いを申し上げます。

なお、12月議会から今日までの私の行動については、皆様方のお手元に配付しているとおりでございます。

以上、行政報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君） これで行政報告の説明を終わります。

日程第5 議案第2号 和水町立病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、議案第2号「和水町立病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） それでは、議案第2号、和水町立病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備について提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、今年度から町立病院が地方公営企業法の全部を適用することとなったため、関係する条例を改正するものです。ここに7本の条例を改正することとしておりますが、制度的にはこれまでと何ら変わるものでございませぬ。改正内容について、別冊の新旧対照表で説明いたします。右下にページ番号をしておりますので、そのページ番号で申し上げます。新旧対照表の1ページをお願いします。まず、和水町情報公開条例の改正について御説明申し上げます。第2条第2項中、固定資産評価審査委員会の次に、「、病院事業管理者」を加えております。この条例は、町の各機関が保有する情報を公開することについて規定した条例であり、町の一つの機関として町立病院を対象とするものです。これまでも町立病院は、町長直属の関係にあったため、この条例の対象機関ではありましたが、全部適用により別途規定する必要性が生じたための改正となります。

新旧対照表の2ページをお願いします。

次に、和水町個人情報保護条例の改正です。第2条第1号中、固定資産評価審査委員会の次に「、病院事業管理者」を加えております。この条例は、町の各機関が保有する個人情報の取扱い保護について規定する条例であり、先に説明しました和水町情報公開条例と同様に対象となる町の機関として町立病院を別途規定するものでございます。

次に3ページをお願いします。

和水町職員定数条例の改正になります。第2条第1号中、「同(病院)95人を削り、同条7号として病院事業の職員95人を加えております。改正前、町立病院は町長事務部局の一部として規定されていましたが、全部適用に伴い、町長部局から外れますので、別に号を設けて規定するものでございます。

次に4ページの和水町報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、6ページからの改正に関連しておりますので、先に6ページの和水町職員等の旅費に関する条例の改正について説明申し上げます。

6ページをお願いします。今回の条例改正は町立病院の全適移行に伴い、改正を要する条例について提案させていただいてるところですが、併せて法制執務上のルールに沿っていない表現等も改正させていただいております。

まず第4条第1項第2号中に、「同条」とあります。この同条は、第1号中の前条という表現と同様に第3条を示しているものですが、引用の表現としましては、第2号中においても第1号と同様に「前条」とすべきことから改正をするものでございます。

また、第15条第1項第4号中に第3号とありますのは、前号を指定しているものでございまして、「前号」と表現することが適当であることから改正しております。

次に第27条ですが、次のページ7ページをお願いします。第2項中第19条第3項を引用してあります。第19条を見ますと、第1項と第2項の構成となっており、第3項はございません。第27条第2項の趣旨から第19条第2項を引用するものでございますので訂正という意味で改正し

ております。さらに第34条中に第2章とありますものを、法制執務上のルールとしまして一つ前の章を示す場合は、前章と表現することが適当でありますので改正をすることとしております。

以上4点が町立病院の全適と直接関係はないものの法制執務上のルールに沿って改正するもの、または訂正するものでございます。

それから、別表第2の改正でございますが、移転料の額を規定した表となっております。この移転料は、本町においてはこれまで支給した例はございませんが、事情により遠方に赴任する必要が生じたときに支給される旅費でございます。別表第2の区分の項には、医療職1の職務にある者とあり、これは医師だけを対象とするような規定となっているところですが、医師のこの規定は和水町病院事業旅費規定第22条に定めておりますので、この条例から除外するものでございます。この条例の発足中でも医師に限った支給規定とはなっておらず、県をはじめ他の市町村においても一般職等々すべての職員について対象としていることから、別表第2を職員共通の規定と位置付け残しているところでございます。

次に4ページのほうに戻っていただきまして、今説明申し上げました和水町職員等の旅費に関する条例に関連した和水町報酬及び費用弁償に関する条例の改正について説明します。第6条中、「（和水町職員等の旅費に関する条例（平成18年和水町条例第50号）第19条第2項後段ただし書を除く。）と記載がでございます。先ほど説明したとおり、和水町職員等の旅費に関する条例の第19条には不備がございました。第19条第2項には、後段ただし書きはございませんので、何を除外する規定としているのか明確でございませませんが、非常勤職員等の報酬及び費用弁償についても、この条例に定めるもののほか一般職の例によることが適当と考えられますし、他の市町村でも同様の規定となっておることから、「（和水町職員等の旅費に関する条例（平成18年和水町条例第50号）第19条第2項、後段ただし書を除く。）の部分を削ることとしております。

次に、新旧対照表の5ページをお願いします。和水町一般職の職員の給与に関する条例の改正について説明申し上げます。

和水町一般職の職員の給与に関する条例において、第16条に宿日直手当に関する規定がございました。ここには医師の宿日直手当についても規定されており、病院事業職員に関しては、和水町病院事業職員の給与に関する規定の第14条に定めておりますので、この条例から医師の宿日直手当に関する規定を除外するものでございます。

次に8ページをお願いします。最後に、和水町特別会計条例の改正について説明申し上げます。この条例は、各種の特別会計を定めており、第1条第4項に病院事業を目的とした病院事業会計が規定されております。地方公営企業法の全部を適用した企業は同法第17条の規定により、必然的に特別会計を置くことになり、条例で規定する必要がございませんので、この条例から病院事業会計を削ることとしております。また第2条は弾力条項の適用に関する規定でございます。要するに必要な特別会計の経費に不足が生じたときは、予算の補正を行わず収入の増加分を充てることができるものでございます。地方公営企業法にもこの弾力条項が認められていることから、同法の適用を受ける病院事業を除外しております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することとし

ております。

以上、簡単ですが、議案第2号の提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第3号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第3号「消費税率の改定に伴う関係条例の整備について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 続きまして、議案第3号消費税率の改定に伴う関係条例の整備について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の整備については、4月1日から消費税率が5%から8%に上がることに伴います関係する一部の条例について整備を行っているところでございます。消費税については、消費税法第60条第6項に規定がございますが、一般会計に属する事業には消費税が課されない仕組みとなっております。しかしながら消費税の引上げは、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目的としている観点から、国からは公の施設の使用料についても消費税が円滑かつ適正に添加される必要性が示されているところでございます。また、昨今全国的に景気が持ち直していると言われているものの、地方における景気回復の実感はまだまだ得られてない状況にあります。そのようなことから可能な限り住民負担をしいることのないように、消費税にかかる確定申告の必要がない一般会計事業については一部を除き今回の改正は見送っており、特別会計事業の改正をしているところでございます。ただし、カヌー館に関する利用料については、指定管理者であるロマン館の収入としていることからロマン館の意向に踏まえ改正するものでございます。

では、順を追って説明申し上げます。改正内容については、別冊の新旧対照表で説明申し上げます。こちらにも右下に番号を付しておりますので、その番号で申し上げます。まず新旧対照表の1ページをお願いします。この1ページの和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正内容でございます。この事業も特別会計事業でございます。別表第3において世帯人員に応じた浄化槽使用料の月額を定めております。この使用料につきましては、内税となっており、それぞれ現行の5%から8%の消費税を含む金額に改正するものでございます。

次に2ページをお願いします。2ページから3ページになりますけど、和水町下水道条例の改正内容を説明いたします。こちらにも特別会計事業でございまして、別表第3において世帯人員数に応じた下水道使用料の月額を定めております。この使用料につきましても、内税となっており、それぞれ現行の5%から8%の消費税を含む金額に改正するものでございます。

次に4ページをお願いします。和水町簡易水道条例の改正について説明申し上げます。こちらにも特別会計事業でございまして、第19条第1項第1号には、簡易水道使用料の基本料金や同項第2号には10立方メートルを超える使用にかかる使用料金が内税として規定されています。こちらにもいずれも現行の5%から8%の消費税を含む金額に改正しているところでございます。

次に5ページをお願いします。5ページから6ページになりますけど、菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の改正について説明いたします。別表においてカヌー、テント等を貸し出す際の利用料を内税として規定しています。これらの利用料金のすべてにおいて現行の5%から8%の消費税を含む金額に改正するものでございます。

次に7ページをお願いします。7ページから8ページになりますけど、最後に和水町立病院使用料及び手数料条例の改正について説明いたします。こちらでも特別会計事業でございまして、別表において設備等の使用料や各種文書料にかかる手数料が内税として規定されております。これらの料金をすべて現行の5%から8%に消費税を含む金額に改正するものでございます。

以上のカヌー館の使用料の改正を除く、四つの特別会計における使用料の徴収については、一つの事業とみなされて消費税の確定申告が必要であることから、今回改正を行っているところでございます。なお、一般会計の事業として徴収しております使用料につきましては、確定申告の必要がないことから、また町民の負担増にならないようにという考えから、今回は改正はしておりません。

以上、簡単ですが議案第3号の提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第4号 和水町交通災害共済条例の廃止について

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第4号「和水町交通災害共済条例の廃止について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第4号、和水町交通災害共済条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の廃止は、町が行う交通災害共済の窓口業務について、保険業法第275条、保険募集の制限という規定なんですけど、に抵触する恐れがあるので、平成26年度までで本事業の取扱い業務について廃止することから、この条例案を提出しております。これは、交通災害共済の実施は、全労済と言いますけど、全国労働者共済生活共同組合連合会に共済の運営を委託し、町で共済の窓口業務を行っております。しかしながら、町では共済契約の募集または受付業務等を行うことは、保険業法第275条に抵触する恐れがあることからこの事業の募集、または受付業務を廃止することといたします。なお、この共済事業は今後も継続され、平成27年度からの加入手続き等につきましては、全労災より直接契約者等に通知等を行い実施されることになっておりますので、町では、平成26年度中は廃止までの猶予期間として通常どおり受付業務を行うとともに、取扱い業務の廃止についての周知を行うこととしております。

以上のことから、この条例の施行は、平成27年4月1日からとするものでございます。以上、簡単ですが、議案第4号の提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第5号 和水町特別会計条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第5号「和水町特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、議案第5号、和水町特別会計の一部改正について提案理由の説明をさせていただきます。

久井原ニュータウン及びグリーンヴィレッジ平野の宅地分譲が完了により、地方自治法第209条第2項の規定に基づき設置した和水町住宅用地造成事業会計を廃止するため、和水町特別会計条例の一部を改正する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。1枚めくっていただきますと新旧対照表がありますので、それをご覧ください。

和水町特別会計条例第1条に第7号として、住宅用地造成事業会計住宅用地造成事業というのがありますけれども、それを削り、後ろのほうにございます「第8号」を「第7号」とし、「第9号」を「第8号」とするものでございます。1枚目に戻っていただきますと、附則のほうにございますけれども、施行期日は、平成26年4月1日となる予定です。

また、経過措置といたしまして、2号に示しておりますように、平成25年度和水町住宅用地造成事業会計の決算については、改正前の例により行うこととなります。

以上をもちまして、議案第5号、和水町特別会計条例の一部改正について、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第9 議案第6号 和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第6号「和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第6号、和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。この条例は、これまで観光目的の活用をしていました施設を介護予防の拠点施設となる施設に改修し使用するため、条例の廃止制定を行うものです。これがこの条例案を提出する理由です。

それでは、条例の要点を説明させていただきます。1ページめくっていただきたいと思います。この条例は、第1条（趣旨）から第18条（委任）までの本則と附則で制定しています。第1条から申し上げます。

第1条（趣旨）ですが、これは、地方自治法第244条の2において、普通地方公共団体は公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと定めておりますので、それにのっとりこの条例を制定しています、ということを書いております。

第2条（設置の目的）で、福祉活動の拠点施設として和水町福祉センターを設置することをうたっています。

次に第3条、これは施設の名称と位置をうたっています。

続いて第4条ですが、福祉センターにおける事業は、第2条の目的に沿った以下5の事業を行います、ということを掲げております。第1号で高齢者の介護予防及び生活支援に関する事業、第2号で障がい者等の生活支援に関する事業、第3号で子育て支援に関する事業、第4号で社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が行う事業、ここでは、和水町社会福祉協議会を想定しております。それと第5号は、今まで掲げた4号以外に、地域住民の福祉の増進に寄与する事業であればその事業を行うことを掲げております。

次に第5条は管理についてうたっております。

次に第6条ですが、業務を行う時間を午前9時から午後5時までということに、業務を行う時間を定めております。

また、第7条で業務を行わない日を定めています。土日及び国民の祝日と年末年始を休業日としていますが、2項において例外を設けておるところでございます。

次に、第8条の利用許可につきましては、社会福祉協議会が行う事業のほかに、各種福祉団体等が利用されるときに許可を申請していただくというための条項です。2項は目的外使用の許可について記述し、3項で条件を付することができるものを定めております。

第9条は、利用を許可しない条件を定めています。

また第10条では、許可後にその利用の取消しをできる条項を定めております。

第11条は、利用料金について記述しています。部屋を貸し切った場合以外は無料ということにしております。

第12条、これは利用料金を免除できる条項を定めています。例えば、町や教育委員会など、行政の委員会等が主催する会議や研修など、部屋を貸し切って使用するような場合、申請をいただければ免除するというのもできるというような条項です。

次に、第13条から第16条までは、指定管理をする場合についての規定を定めておりますので、ここは割愛させていただきます。

次に、第17条をお願いします。ここは施設及び、設備の損害賠償について規定しています。

第18条、ここはこの条例に規則や要綱等を設けますというようなものです。例えば、申請書の様式などは、これに決めておりませんので、そういう様式を規則で定めるというようなことで予定しています。

次に、附則のほうですが、この条例の施行期日を平成26年4月1日からとしておりまして、この条例を施行することにより、2項のほうで既存の「和水町三加和温泉ふれあいの森あばかん家の設置及び管理に関する条例」を廃止することをうたっています。

以上で、議案第6号、和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第7号 和水町学校給食センター設置条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第7号「和水町学校給食センター設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 議案第7号、和水町学校給食センター設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正は、三加和区域における小・中学校の共同調理場としての開設及び町内同類別施設との統一性を図るため条例を改正する必要があることから、この条例を提出するものでございます。改正の内容につきまして、次のページの新旧対照表で説明を申し上げます。

まず、条例名を「和水町学校給食センター設置条例」を「和水町学校給食共同調理場設置条例」に改めます。本則中「センター」を「共同調理場」に改めます。第2条中の名称を「菊水共同調理場及び三加和共同調理場」と改正をいたします。第4条中の「所長」を「場長」に改めます。

次のページをお願いいたします。第5条中に「単独校調理場により学校給食を実施する小学校及び中学校を除く」を削ります。第6条中、運営委員会の定数を「13人」を「17人」に改め、委員の内訳を「小・中学校長7人、小学校PTA会長7人」に改めるものでございます。この条例は施行は26年4月1日からとしております。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第8号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第8号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君）

議案第8号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億5,648万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,677万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。第2表、継続費補正でございます。議員さんには先ほど差し替えていただきました分でございます。廃止を2件行っております。1件目の事業名が菊水区域小中併設型校舎等建築工事監理業務委託事業でございまして、平成25年度当初予算において平成25年度、26年度で設定しておりました工事監理業務委託業務にかかる継続費であります。菊水区域の学校建設事業につきましては、新年度にあたり新たに予算を確保して執行することになったため、この継続費の設定を廃止するものでございます。2件目ですけど、菊水区域小中学校併設型校舎等建築事業でございまして、こちらも平成25年度当初予算において継続費として設定してござい

したけど、学校建築事業につきましても新年度に新たに予算を確保して執行することになったため、この継続費の設定も廃止するものでございます。

次に7ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。追加を1件行っております。これは広報紙印刷製本業務でありまして、限度額を291万円としております。これは平成26年度分の広報誌作成に伴う経費でありまして、平成25年度中に業務委託契約を締結するため、今回、債務負担行為として設定をしておるところでございます。

次に8ページをお願いします。第4表、地方債補正です。廃止を行っております。これは菊水区域の学校建設事業にかかる起債でありまして、事業費が先送りになることに伴い起債額を9億3,720万円減額しております。

次に11ページをお願いします。歳入について主なものを説明申し上げます。

第1款、町税の第1項、町民税は3,651万5,000円増額して2億9,559万8,000円としております。これは、熊本県下で足並みをそろえて普通徴収から特別徴収への実施をした関係で、特別徴収の割合が4割から7割に増加したことに伴い、特別徴収の税額がおよそ4,200万円増収見込みにより増額しております。2項の固定資産税につきましては、2,315万9,000円増額して4億1,287万7,000円としております。これは課税標準額の落ち込み及び不均一課税における減免が当初見込みより少なかったための増額となっております。4項の町たばこ税につきましては1,151万4,000円増額して5,924万8,000円としております。これは、たばこの売り渡し本数の増加によるものです。

次に10款の地方交付税ですが、267万9,000円を増額して34億370万7,000円としております。今回の補正は普通交付税の調整額の交付分でありまして、平成25年度の普通交付税の総額が32億2,370万7,000円となります。ちなみに前年度からしますと、2,661万2,000円の増となっております。

次に12ページをお願いします。次に14款の国庫支出金の1項の国庫負担金の1目民生費国庫負担金、11節児童手当負担金の児童手当負担金を2,120万2,000円減額しております。これにつきましては国の補助率等の減によるものでございます。

次に13ページをお願いします。同じく国庫支出金の2項国庫補助金の4目土木費国庫補助金のところですが、2節の道路整備交付金の道路整備交付金を1,644万5,000円減額しています。これは道路整備補助分の道路整備及び橋梁長寿化事業の事業費減に伴う交付金の減となります。同じくその下の国庫補助金の6目教育費国庫補助金のところですが、5節学校補助金の学校施設整備補助金を2億1,125万3,000円減額しています。これにつきましては、菊水区域の補助金分でありまして、2億1,125万3,000円減額しているところでございます。

次に14ページをお願いします。15款県支出金の2項県補助金の4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金の農業基盤整備促進事業補助金を930万円増額しています。これは、この事業は整備済みの農地の高度利用を迅速・安価に図るため、簡易な整備、暗渠排水等に対する補助金でございまして、今回は津田地区6.2ヘクタールの追加分となっております。歳出においても同額の930万円を計上しているところでございます。同じく農業補助金の三つ下になりますけど、団

体営農業農村整備事業補助金を1,452万円増額補正しております。これは農業水利施設の整備等にかかる県補助金でございまして、事業費の55%の補助となっております。

次に15ページをお願いします。次に18款の繰入金の2項、基金繰入金のところですが、1目の財政調整基金繰入金の財政調整基金繰入金を7億5,600万円減額しております。この財政調整基金からの繰入れの減額は、9月の議会において承認をいただいております学校建設事業にかかる工事費の支払いについて、前払金等の支払いが発生する場合には補助金起債借入が年度末になることから一時的に財政調整基金を取り崩してその支払いの資金とする予定でございましたけども、菊水区域の学校建設事業が先送りになり工事請負費の支払いが発生しないこととなったことにより、この財政調整基金からの繰入れの必要もなくなったために減額をしております。次の3目の公共施設整備基金繰入金の1節公共施設整備基金繰入金の公共施設整備基金繰入金を8,400万円減額しています。これは公共施設整備基金から歳入財源として繰入れ予定でありました学校建設事業分が6,300万円、あばかん家改修分が1,400万円、交流センター改修分が7,000万円に、今年度の地域元気臨時交付金を充当することとしたため、この基金からの繰入金を全額減額しております。

次に16ページをお願いします。21款の町債のところですが、6目の教育債の1節学校建設事業を菊水区域小中併設型校建設事業を9億3,720万円減額しております。これは継続費にかかる地方債でございまして、継続費の廃止に伴いまして、この地方債も減額をしているところでございます。

次に17ページをお願いします。歳出について主なものを説明申し上げます。2款の総務費の1項総務管理費の3目財政管理費のところですが、25節積立金の財政調整基金積立金を7億5,597万6,000円減額しております。これは財政調整基金積立金のこの減額は、歳入の繰入金のところで説明しましたように、9月に承認をいただいております学校建設事業にかかる工事費の前払金の支払いを一時的に財政調整基金から取り崩してその資金として支払って、補助金起債の借入れの入金になった時点で、また財政調整基金に積立てることとしておりましたが、事業先送りにより基金からの取り崩しもなくなったため積立てもしないということで、積立金を減額しております。

次に19ページをお願いします。第3款の民生費の1項社会福祉費の1目社会福祉費総務費のところですが、11節需用費の燃料費を150万円減額しております。これは、あばかん家のボイラーの燃料費でありまして、あばかん家の改修等に伴い使用しない時期がございましたので、燃料費の不用額の減額となっております。次に同じく事業費の光熱水費126万3,000円を減額しています。これもあばかんハウスの改修に伴います電気料の不用額の減となっております。次に13節委託料のところですが、地域福祉計画等策定支援業務委託料を378万6,000円減額しております。これにつきましては、地域福祉計画策定に伴います業務委託料の不用額の減となっております。

次に20ページをお願いします。3款の民生費の1項社会福祉費の2目高齢者福祉費のところですが、20節扶助費の老人保護措置費を455万4,000円減額しております。これは養護老人ホームに入所を委託することに伴います経費ですが、当初見込みより入所者数の減により減額をしている

ところでございます。

次に21ページをお願いします。4款の衛生費の1項の保健衛生費の2目の予防費のところですが、13節委託料を655万円減額、また20節扶助費を543万円減額しています。これにつきましては、それぞれの予防接種等の受診者数の減による減額となります。また、4目の健康増進事業費のところですが、13節委託料を360万円減額しております。これも検診等、特にがん検診等の受診者数が当初見込みより減少したことによる減額となります。

次に22ページをお願いします。6款農林水産業費の1項農業費の2目農業総務振興費のところですが、19節負担金補助及び交付金の農業基盤整備促進事業を930万円増額しております。これは整備済みの農地の高度利用を迅速・安価に図るため、簡易な整備、暗渠排水に対する補助金でございまして、今回は津田地区の6.2ヘクタールの追加分となります。歳入においても県補助金が100%付くということでございます。次に同じく二つ下の19節負担金補助及び交付金の農業振興補助金を495万7,000円減額しております。これにつきましては農作業受託組合に対する施設機械等の整備補助金の減額となります。

次に23ページをお願いします。同じく6款の農林水産業費の1項農業費の9目の土地改良事業費のところですが、13節委託料の団体営事業設計管理委託料の220万、及び15節工事請負費の2,480万円を増額しております。これは農業水利施設の整備費にかかる3カ所分の委託料と工事請負費の増額となります。

次に24ページをお願いします。7款の商工費の1項商工費の2目の観光費になりますが、13節、委託料の三加和温泉施設等管理委託料を308万4,000円減額しております。これにつきましては交流センター緑彩館の管理料でございまして、指定管理者の変更に伴い委託期間が減少したことに伴います減額となります。次に二つ下の17節公有財産購入費のところですが、土地購入費を500万円減額しております。これは肥後民家村内の未買収地の購入費を計上しておりましたが、今年度内に買収が見込めないため全額減額しております。

次に、8款の土木費の2項の道路橋梁費の2目、道路新設改良費単独のところですが、15節の工事請負費の工事請負費を4,600万円減額しております。これは道路改良分の単独分で11路線の工事を予定しておりましたが、入札等による事業費の減及び1路線は工事を見送り新年度に対応することとしたことによる減額となります。

次に26ページをお願いします。10款の教育費の1項教育総務費の6目学校統合事業費のところですが、13節委託料の菊水区域小中併設型建築工事設計監理委託料を2,640万円減額しています。これは平成25年度当初予算で平成25年、26年で設定しておりました継続費の設計監理料でございます。これも継続費を廃止するためにこちらの予算も減額をしているところでございます。次の15節の工事請負費の工事請負費も11億2,000万円を減額しています。これは菊水区域小中学校併設型校舎等建築事業の工事請負費でございまして、こちらも継続費として設定しておりましたけど事業が先送りになるということで、継続費の減額に伴いまして予算も減額しておるところでございます。

次に27ページをお願いします。10款の教育費の3項中学校費の1目学校管理費のところですが、

18節備品購入費の学校備品購入費を400万円減額しております。これにつきましては、当初予算では中学校給食備品の更新費として532万円計上し、また学校統合事業でも小学校統合に伴う給食備品費として1,400万円を計上しております。購入する段階で一括入札をしたほうが安くなるということから学校統合費の1,400万円内の予算で購入できる見込みとなったため、この中学校費の備品購入費を減額しているところでございます。

次に28ページをお願いします。10款の教育費の4項社会教育費の4目文化財保護費のところですが、13節委託料の発掘調査委託料を1,000万円減額しております。これは圃場整備事業に伴います発掘調査費でありまして、当初予定しておりました地形測量業務は圃場整備事業の情報を共有することができたことによる経費の削減と、遺構遺物の出土量についての経費の減少による減額となっております。

以上簡単ですが、議案第8号の平成25年度和水町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ここでしばらく休憩いたします。25分より会議を開きます。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時26分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第9号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第12、議案第9号「平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第9号、平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,758万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,202万1,000円とするものでございます。

まず最初に、7ページの歳入から申し上げます。1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税として364万7,000円の増額、2目の退職被保険者等国民健康保険税として112万6,000円の減額、合計の252万1,000円を増額計上しております。税收の主な要因といたしまして、平成25年度は平成24年度に比べまして被保険者数は減少しておりますが、被保険者の所得額は平年並みと見込んでおります。25年度の当初予算では一般被保険者国保税の収納率93.5%で見込んでおりましたが、現在の収納状況では96.5%と平年同様の収納が見込まれるため増額計上しております。それから、滞納繰り越し分につきましては当初予算で滞納収納率を17%から18%で算定しておりましたが、20%を達しまして収納額が増加したため増額計上しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1目の療養給付費等負担金、2

目の高額医療費共同事業負担金、3目の特定健康診査等負担金、合計の1,261万4,000円、いずれも決算見込みで減額しております。それから下段の4款療養給付費等交付金、1目の療養給付費等交付金の620万2,000円、退職被保険者にかかる療養給付費等の交付金でありまして決算見込みで減額しております。

続きまして9ページをお願いいたします。中段にあります7款共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金、国保連合会より交付見込額に基づきまして、合わせて2,075万1,000円減額しております。それから9款繰入金、1目の基金繰入金、財政調整基金繰入金、交付額で調整しまして、3,144万7,000円を減額計上しております。それから、一番下の10款繰越金、2目のその他の繰越金、前年度の繰越金、決算見込みで3,101万9,000円増額計上しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページの歳出を説明いたします。1款総務費、1目の一般管理費、共済費と賃金につきましては、臨時職員が非常勤のほうに変わりましたのでその分減額しております。

次に、2款保険給付費、1目の一般被保険者療養給付費、当初予算を多めに組んでおりましたので見込みより少なかったため3,300万を減額しております。次に、下段の2款保険給付費、2目の退職被保険者等高額療養費につきましても当初予算では多めに組んでおりましたので100万円減額しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。12ページの中段の7款共同事業拠出金、1目の高額医療拠出金40万円の減額、2目の保険財政共同安定化事業拠出金200万円の減額、交付見込額に基づきまして減額しております。

次に、下段の8款保険事業費、1目の保健衛生普及費の通信運搬費、医療費の通知といたしまして10万2,000円増額、2目の疾病予防費の7節の賃金、臨時職員が退職しましたので1月分から3月分までの33万6,000円減額しております。

以上、主なものを説明しましたが、2月24日に国保運営協議会に諮問し答申を受けたことを申し添えまして提案理由の説明といたします。

日程第13 議案第10号 平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、議案第10号「平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第10号、平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ142万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,633万1,000円とお願いするものです。

まず歳入から御説明いたします。予算書の5ページをお開きください。主なものを御説明申し

上げます。1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料で、1,558 万 3,000 円を減額しております。内訳は、本年度収入見込額に基づき年金から徴収する現年度分特別徴収保険料 1,756 万 1,000 円の減額、納付書で納付していただく現年度分普通徴収保険料が 152 万 9,000 円の増額、滞納繰越分普通徴収保険料 44 万 9,000 円の増額をしておりますので、こういう形になっております。

続いて、3 款国庫支出金、1 目国庫負担金、1 項介護給付費負担金 3,857 万 9,000 円を減額しています。国の介護給付費の負担割合は 20% で当初予算も給費総額の 20% で計上しておりましたが、介護給付費は施設分とその他、デイサービスでございますけれども、に分かれており負担割合が実際には異なっており、実際の収入見込額に合わせた形にしております。

続いて、5 款介護給付介護保険事業補助金 11 万 3,000 円、これは新たに計上しております。これは 4 月から消費税が 8% に改正されることに伴い、国が介護報酬単価の改正を実施しますので、町の介護保険システムを改修する必要があります、国がその費用の 2 分の 1 を補助しますので、予定額 22 万 7,000 円の 2 分の 1 を計上しています。4 款支払基金交付金、1 目支払基金交付金、1 項介護給付費交付金を今年度の収入見込額に基づき 3,391 万 6,000 円減額し、4 億 784 万 1,000 円としております。

次に 6 ページをごらんください。5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金を 3,858 万円、これは収入見込みに基づき増額しています。

次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目その他一般会計繰入金を 67 万 3,000 円減額しています。内訳としましては人件費の減、それとニーズ調査委託料 80 万円の減と報酬改定に伴うシステム改修費委託の 22 万 7,000 円の増額ということとなっております。

8 款、繰越金は財源調整分です。

次に 7 ページの歳出のほうを御説明申し上げます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 4 節共済費で 10 万円の減額と、13 節の委託料で 57 万 3,000 円を減額しております。委託料の内訳といたしましては、日常生活圏域ニーズ調査にかかる委託料が当初 138 万 2,000 円で予算を組んでおりましたが、業者と最終的に契約する時に 55 万 5,000 円でできましたので 80 万円の減額を行っております。それと歳入で説明したとおり報酬改定に伴うシステム改修委託料として 22 万 7,000 円を計上しております。

2 款介護給付費、1 項介護サービス等諸費、3 目地域密着型介護サービス給付費、19 節の負担金補助及び交付金で 200 万円を増額しています。これは認知症対応型共同介護、生活介護、グループホームと言いますけれども、その予算につきましては当初予定額が単価を 24 万 5,000 円で計算しておりましたが、10 カ月間の本年度実績で単価が 25 万 1,000 円となりますので、不足分を増額しております。続いて、5 目の施設介護サービス給付費の住居者の負担金補助及び交付金で 501 万円を減額しています。これは、介護老人福祉施設が当初予算では月 152 名で計算しておりましたが、実績では月平均 140 名となっており減額しております。9 目の居宅介護サービス計画給付費、19 節の負担金補助及び交付金で 100 万を増額しております。これは要介護の方が介護サービスを利用される際ケアマネージャーにケアプランの作成を依頼されますが、その費用となってお

ります。当初予算では、月平均355件の平均単価が1万6,000円で計上しておりましたが、実績は単価が上がりまして1万4,500円ということで、件数は月平均で314件となっておりますけれども、単価が上がったために不足額が生じておりますので、この金額をお願いしている部分でございます。

次に8ページをお願いします。2款介護給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費の19節の負担金補助及び交付金で200万を増額しております。これは要介護の方が8月から翌年の7月までの1年間の間に介護サービスと医療保険、両方の負担額、これも所得により異なりますけれども、限度額を超えた場合に支給される制度で、不足額を生じましたので補正をしております。

4款地域支援事業、1項介護予防事業費、2目一次予防事業費、13節委託料で50万円を減額しています。内容としましては、社協に委託していますアクティビティ認知症介護予防教室、簡単に言いますと社協で行いますデイサービスでございます、その委託料となっております。当初予算は月80名で計算しておりましたが、実績が月平均65名となっております減額しております。

最後に、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、5目任意事業費、13節委託料で25万円減額しています。内訳としましては、社協に委託しております認知症高齢者見守り事業が当初月25回で計算しておりましたが、実績が月平均20回となっております、30万円減額しております。次に介護認定を持たれての方が介護保険制度の限度額を超えて特老等のショートステイの利用を希望される場合に町が助成するショートステイ特別支援事業委託料が、当初5名で計算しておりましたが、現在のところ1名の方の利用のみとなっておりますので10万円を減額しております。それから、社協やJA玉名に委託しておりますヘルパー派遣の虚弱高齢者日常生活支援事業につきましては15万円を増額しております。これは当初月70時間で計算しておりましたが、実績が73時間となっておりますので増額している部分でございます。

以上で議案第10号、平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第11号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、議案第11号「平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第11号、平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,547万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,971万7,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。歳入につきまして御説明いたします。歳入の補正は歳入決算見込額の調整による補正でございます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費、1 目施設介護サービス費収入を873万9,000円減額補正いたしまして3億2,177万8,000円としております。これは、平成24年4月の介護報酬の改定に伴いまして、老健施設等につきましては引上げの形となりましたけれども、介護福祉施設については報酬単価の引下げとなりまして、大きな減収となりました。以上のような理由と長期入院に伴います空きベッドによる減収でございます。2 目居宅介護サービス費収入を575万8,000円減額補正いたしまして4,276万7,000円といたしております。内訳としましては、短期入所生活介護費収入、ショートステイでございますけれども、この分の294万7,000円の減収でございます。これは利用者は増加はしておりますけれども、短期の利用者の増加、それから介護度の低い利用者が増加したためと考えられます。通所介護収入につきましては281万1,000円の減収でございます。こちらでも利用者は増加しておりますけれども、介護度の低い利用者が増加したためと考えられます。次に同じくサービス収入の2 項自己負担金を150万9,000円減額いたしまして、6,889万7,000円といたしております。これは介護給付費の減収に伴いまして自己負担金の減収によるものでございます。内訳としましては1 目施設介護自己負担金収入を106万3,000円減額いたしまして5,987万7,000円としております。これは先ほど申しましたように、施設介護自己負担金の減収によるものでございます。2 目居宅介護自己負担金収入を44万6,000円減額いたしまして、902万円といたしております。これは短期入所生活自己負担金の9万9,000円の減収と通所介護自己負担金の34万7,000円の減収によるものでございます。

次に3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目給食サービス使用料を18万円減額いたしまして79万2,000円といたしております。これは、この補正も利用者数の減少によりまして減額したものでございます。

それから5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金を3万円を増額いたしております。これは、・・・しております特老積立金及び県支出金の利子の見込みでございます。

6 ページお願いします。7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金を68万円増額いたしまして5,213万1,000円といたしております。これは前年度繰越金を収入財源といたしまして、68万円を増額しているところでございます。

次に歳出について説明いたします。7 ページをお願いします。歳出の補正は不用額、不足額の調整によります補正でございます。1 款総務費の施設管理費、1 目一般管理費を1,378万5,000円減額補正いたしまして4億4,641万7,000円といたしております。これは内訳は報酬の2万8,000円の減額、それから給料の40万の減額、それから職員手当等の76万6,000円の減額、それから共済費の268万2,000円の減額、この分につきましては人件費の不用額の調整による補正でございます。それから、賃金の706万3,000円の減額、これは臨時職員の賃金です。それから旅費の48万4,000円の減額、これも臨時職員の通勤手当でございます。交際費の5万円の減額、それから需用費の77万5,000円の増額、それから役務費の47万5,000円の減額、それから委託料の142万7,000円の減額でございます。

8 ページをお願いします。使用料及び賃借料の20万の減額、それから工事請負費の7万1,000円の減額、それから備品購入費の13万円の減額、それから負担金補助及び交付金の27万5,000円

の減額、積立金の3万1,000円の増額ということでございますけれども、このいずれにしまして
も不足額及び不用額の調整による補正でございます。

次に2款サービス事業費の1目居宅サービス事業費を150万3,000円減額いたしまして3,897万
6,000円といたしております。これは職員手当の14万3,000円の減額、それから共済費の10万円の
減額、役務費の15万円の減額、備品購入費の90万の減額、それから公課費の21万の減額というこ
とで、デイサービス事業の人件費及び物品の不用額による補正でございます。

3款支援事業費の1項、いきがい支援事業費、1目いきがい支援事業費を18万8,000円減額補
正いたしまして332万4,000円といたしております。これは賃金それから旅費でございますが、い
ずれも臨時職員の賃金、それから臨時職員の通勤手当の減額でございますが、いきがい支援事業
の物品費の不用額の調整によるものでございます。以上が歳出の補正となります。

以上で議案第11号、平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）の提案
理由の説明を終わります。

日程第15 議案第12号 平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、議案第12号「平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算
（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第12号です。平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第
2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,190万1,000円を減額いたしまして、6,950万とし
ております。はじめに歳出から御説明いたしますので、7ページお願いいたします。

まずはじめに、総務費、一般管理費の役務費で50万減額しております。水質検査の手数料が当
初予算計上していた金額より安価で契約ができましたので、今回減額をしております。次に施設
管理費の委託料、大藤地区の取水施設管理設計監理委託料につきまして、入札により減額とな
りましたので92万4,000円減額をしております。それから同じく施設管理費の工事請負費で1,000万
減額をしております。今年度、大藤地区の井戸・取水施設の導水管工事を起債での対応で事業を
進めておりましたが、変更認可申請時に来年度実施になれば補助で対応できるという説明があ
りましたので、今年度事業を見送り新年度での対応を予定をしております。なお、新年度実施す
れば3分の1の国費、補助がありますので今回1,000万減額をしております。次の原材料につ
きましては、水道機材で当初約150万見込みで計上しておりましたが、今年度は約100万で対応が
できる見込みでございます。それで今回47万9,000円ほど減額をしております。

次6ページの歳入をお願いいたします。まず、総務費の県補助金、水源開発費補助金で83万
5,000円減額をしております。これは、大藤地区水道施設の新水源の井戸削井工事、工事費が約
700万でございましたが、この補助金でございます。当初160万計上しておりましたが、県か
らの決定額が76万5,000円であったので今回減額をしております。それから総務債、簡易

水道事業債で770万、それから過疎対策事業債で同じく770万、合計1,540万減額をしております。これは大藤地区の井戸取水施設の導水管工事を起債事業で対応する予定で事業を進めておりましたが、歳出で御説明しましたように今年度事業を見送ったということで減額をしております。それから最後になりますけど、財源調整のため繰越金で433万4,000円増額をしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第13号 平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第16、議案第13号「平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 続きまして議案第13号です。平成25年度和水町下水道事業補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万3,000円を減額し、9,396万6,000円としております。はじめに歳出から御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

今回、歳出を一般管理費で75万3,000円減額をしております。人件費につきましては省略させていただきます。19節の負担金補助及び交付金、下水道排水設備工事費補助金で75万8,000円減額をしております。この補助金は下水道区域内でくみ取り、または浄化槽から下水道に切り替える場合、公共枡までの接続の費用またはトイレの改造費などの費用を町が助成する費用の2分の1を県が補助する内容でございます。ただし、最高は20万までの補助となります。町が10万、県が10万補助するという仕組みでございます。この件につきましては、年度途中に県から説明がありましたので、9月の補正により見込みで7件、予算額といたしまして140万計上してございましたけど、これまで4件の申し込みがあり、3件は竣工をしております。残りの1件は現在工事を実施しております。年度末も近づいておりますので、今回75万8,000円減額をしております。

次に歳入について御説明いたします。5ページをお願いいたします。5ページの歳入でございますが、はじめに総務費県補助金、歳出で説明いたしました下水道の排水設備工事費補助金、熊本県の場合は生活排水適正処理重点推進事業補助金と言います。町が助成する費用の2分の1を県が補助しますので、歳入で38万円減額をしております。それから最後になりますけど、財源調整のため繰越金で37万3,000円減額をしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第14号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、議案第14号「平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第14号です。平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入財源の組替えのみ補正で、予算総額の9,763万4,000円は増減はありません。では、歳入を御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

はじめに分担金及び負担金の受益者加入分担金で、今回334万9,000円増額をしております。当初予算では一般家庭用の浄化槽設置で30基分、約450万計上をしておりました。平成25年度の先月末までの実績は一般家庭用の浄化槽設置で32基、それと営業用の浄化槽、これは18人槽になりますけども2基設置をしております。一般家庭用の分担金は7人槽が15万、また2世帯用10人槽は20万でございますが、営業用の10人槽の分担金は約150万ちょっとになります。このようなことから今回分担金を334万9,000円増額をしております。

次に、国庫補助金、生活排水処理事業の国庫補助金を79万6,000円減額をしております。当初予算では、一般家庭用の浄化槽設置で30基分の補助金665万8,000円計上をしておりましたが、交付決定の金額は586万2,000円でございますので、今回79万6,000円減額をしております。

続きまして、県の補助金で15万1,000円増額をしております。県の補助金は前年度事業費の6.5%以内となっております。当初見込みで189万4,000円予算を計上しておりましたが、今年度の補助金交付決定額が204万5,000円でございますので、今回15万1,000円増額をしております。それから衛生費委託金で15万9,000円増額をしております。これは県からの権限移譲事務委託金で当初見込みで13万6,000円予算を計上しておりましたが、委託金が29万5,000円でございますので、今回15万9,000円増額をしております。

歳入の最後になりますけど、一般会計からの繰入金金を286万3,000円、財源調整のために減額をしております。6ページの歳出の補正はありません。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第18 議案第15号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、議案第15号「平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第15号、平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,714万6,000円とするものでございます。

まず5ページの歳入のほうから説明いたします。6款諸収入、4項受託事業収入、1目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入、1節の健康保持増進事業収入237万5,000円の減額計上をしております。健診受診者数の減少で60万5,000円の減額。それから肺炎球菌ワクチン接種助成事業で広域連合より一人当たり2,000円の助成がございまして177万円を減額しております。

次に 6 ページの歳出について説明いたします。3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目の健康診査費、13 節の委託料、健康診査委託料の 60 万 5,000 円減額しております。当初、健診受診者数が 469 名で見込んでおりましたが、423 名の受診者数でございましたので減額計上しております。次に 2 目の予防接種費、13 節委託料、予防接種委託料 177 万円減額しております。25 年度からの新規事業でございまして、肺炎球菌ワクチン接種、当初 1,508 名で見込んでおりましたが、接種期間が 8 月から 12 月までで 573 名の方が接種されておられます。当初の見込みを下回ったため、177 万円減額計上しております。

以上で簡単ですが、提案理由といたします。

○議長（多賀勝丸君） ここでしばらく休憩いたします。1 時より会議を開きます。

休憩 午後 12 時 02 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 19 議案第 16 号 平成 25 年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第 19、議案第 16 号「平成 25 年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第 16 号、平成 25 年度和水町立病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、1 ページからですけれども、収益的収入及び支出ともに、219 万 2,000 円を増額し、合計の 9 億 5,253 万 3,000 円としております。はじめに、収入から申し上げますが、第 1 款病院事業収益、第 1 項の医業収益で 13 万 1,000 円を増額、第 2 項の医業外収益で 32 万円の減額、第 3 項健康管理センター収益で 93 万 5,000 円の増額、第 6 項特別利益で 144 万 6,000 円を増としております。

次に、支出でございますが、第 1 款病院事業費用、第 1 項の医業費用で 166 万 3,000 円の増額、第 2 項医業外費用で 14 万 7,000 円の増額、第 3 項の健康管理センター費用で 23 万 8,000 円の増額、第 4 項の居宅介護支援事業費用で 13 万 5,000 円の増、第 5 項の訪問看護事業費用で 9,000 円の増としております。

次に、第 3 条資本的収入及び支出の補正でございますが、収入を 143 万 1,000 円を減額し、7,587 万 3,000 円としております。第 1 項の出資金で 453 万 1,000 円の減、第 2 項企業債で 310 万円の増です。

次に、資本的支出ですが、第 1 項の建設改良費を 536 万円を増額し、総額の 1 億 1,532 万 5,000 円としております。

次に、第 4 条は起債の限度額を定めるものですが、医療機械等の整備において、リース

等での整備を考えておりましたが、購入に切替えての整備といたしましたので、起債の限度額を310万増額し、2,850万と改めるものです。2ページですが、第5条は予算第8条で定めた経費の職員給与費616万円を減額し、総額の6億1,200万2,000円としたものでございます。また、第6条は棚卸資産の購入限度額を290万増としたものですが、診療材料費において、医療ガス等で290万円を増額したために改めるものです。

それでは、3ページのほうから内訳について説明したいと思います。はじめに、第1款病院事業収益、第1項の医業収益、第1目入院収益、第3節後期高齢者診療報酬収益で472万円を減額しております。これは、当院の4階、療養型病棟におきまして、療養の介護型への患者様の入院が長期化いたしまして、見込み単価が減少したことによる、減額ということになっております。それから、第4節その他の診療報酬収益を120万円増額しております。これは、本年度、事故等による入院患者数の増によるものです。

次に、第4目一般会計負担金で485万1,000円を増額しております。これは、一般会計からの実質繰入額が確定したことによる増となっております。次に、3項の健康管理センター収益の国保保健事業補助金で93万5,000円の増、第6項特別利益、第1節で過年度損益修正益で、過年度分未収額144万6,000円の増額としております。

次に、5ページをお願いします。5ページは収益的支出の予算基礎算出資料に基づいたものとなっております。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費ですが、医師、看護師、介護士等の職員の増減及び各種手当等による増減の補正をお願いしているものでございます。

次に、7ページをご覧ください。第2目の材料費ですが、2節診療材料費の医療ガスを290万円増額しております。先ほど申しましたけれども、入院患者様の医療用酸素の使用が増加したための増額とするものです。第3目経費ですが、5節の光熱水費、6節の燃料費では、それぞれ単価アップにより増額をお願いしております。

次に、8ページをお願いします。13節の委託料、細節のその他ですが、これは、清掃、警備、消毒、白衣等の洗濯等での委託料となっておりますけれども、不用額によって生じたものでございます。次に、9ページ、10ページですが、それぞれ健康管理センター費用、居宅介護支援事業費用、訪問看護事業費用として、職員の福利厚生内容の変更及び定期昇給等による補正となっております。次に、11ページですが、資金的収入ですが、第1項の出資金は、出資金確定により453万1,000円の減額です。それから、第2項の企業債は医療機械等の整備において、リース等での整備を考えておりましたが、購入のほうが有利であったために切替えての整備といたしまして310万円を増額しております。次に、12ページの資金的支出において、新たに機械での購入、整備とするために、第1項建設改良費、第1節医療機械購入費、歳節5のその他で生体情報モニタ及び健康診断システム等の購入のために887万5,000円の増額です。その他につきましては、不用額等を減額しているものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第16号、病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。以上です。

日程第20 議案第17号 平成26年度和水町一般会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、議案第17号「平成26年度和水町一般会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第17号、平成26年度和水町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を59億8,718万5,000円とするものであります。前年度の当初予算が81億8,156万円でしたので、21億9,437万5,000円の減額となっております。率にして、26.8%の大幅減となります。これは、平成26年度の当初予算は3月23日に町長選挙が執行されることに伴い、骨格予算として編成したことが大きな理由でございます。骨格予算と申しますのは、政策的経費のうち、債務担当行為を設定している事業や国庫補助金事業、失礼しました、国庫補助金事業で、年度当初、補助金申請を行う事業など、当初予算において計上を必要とするものを除き、計上をせず、改選後に補正予算により肉付けの編成を行うものです。言い換えれば、当初予算は基本的な人件費、交際費、扶助費などの義務的経費、需用費などの行政的経費を計上するにとどめた骨格予算として編成しております。

それでは、当初予算の概要について説明を申し上げます。6ページをお願いします。第2表、地方債です。11件計上しております。1件目は消防施設整備事業です。今回は消防ポンプ積載車を4台購入予定としておりまして、それに対して1,850万を計上しています。これは過疎債を予定しております。2件目は光ブロードバンド整備事業です。平成25年度から継続事業であり、26年度の10月には事業完了する予定であり、2億3,720万円を計上しております。これにつきましては、過疎債を予定しております。3件目は、単県道路改築事業、負担金事業として、1,280万円を計上しております。これは県道負担金に対するもので、合併特例債を予定しております。4件目は県営圃場整備事業です。3,200万円を計上しております。これにつきましては、過疎債を予定しております。5件目は、合併振興基金造成事業です。これは平成28年度からの合併算定変え終了に伴い、交付税の減少に備え、22年度から5年間で、10億円基金を積立てる計画であり、平成26年度が最終年度となっております。1億9,000万円を計上しており、これは合併特例債を予定しております。6件目の臨時財政対策債は普通交付税の振替分で2億4,444万7,000円を計上しております。

次に、7ページをお願いします。7件目から11件目までは、ソフト事業分でありまして、合計で9,490万円を計上しております。これにつきましては、過疎債のソフト事業分を予定しております。

以上、地方債の総額を8億2,984万7,000円としております。

次に、8ページをお願いします。8ページの事項別明細書で、歳入から主なものを説明いたします。まず、第1款町税ですが、平成25年度と比較し、4,445万円、5.8%の増となり、8億866万4,000円計上しております。内訳を一部紹介しますと、個人町民税については、前年度比1,553

万7,000円増の2億7,462万円としております。また法人町民税は、前年度並で37万3,000円増の2,721万円としております。また、固定資産税については、前年度比2,375万9,000円増の4億1,347万7,000円としております。町たばこ税は598万1,000円増の5,371万5,000円を計上しております。

次に、第10款の地方交付税ですが、前年度比、6,000万円、2.0%増の31億3,000万円を計上しております。内訳としまして、普通交付税につきましては、前年度比6,000万円増の29億5,000万円としております。25年度の交付実績は32億2,370万7,000円で、26年度も同額を見込んでおりますが、少し固く見積もって、減額して計上しているところです。また、特別交付税は、平成26年度は2億円を見込んでおりますが、普通交付税と同じく、少し固く見積もりまして、1億8,000万円としております。次に、14款の国庫支出金ですが、前年度比4億7,809万1,000円、52.4%減の4億3,396万9,000円を計上してます。これは、骨格予算のため、学校建設や道路改良に伴う、国庫補助金を計上していないための減額となっております。

次に、15款の県支出金ですが、前年度比155万4,000円、0.4%増の3億9,968万1,000円としております。昨年度に引き続き、産業廃棄物処理施設モデル事業交付金が、5,000万円交付されることになっております。

次に、18款の繰入金ですが、前年度比1億8,431万8,000円減額しております。前年度は公共施設整備基金から学校建設や、あばかん家の改修、交流センターの改修等の事業に財源として、公共施設整備基金から繰入れを計上しておりましたが、今年度、当初予算は骨格予算でもありますので計上はしないということで、繰上金のほうは減額になっております。

次に、19款の繰越金ですが、前年度比1億7,247万5,000円を減額して、4,721万8,000円としております。これも、平成26年度は、骨格予算でもあることから、繰越金を財源とする事業の減少による減額となります。

次に、21款町債のところですが、8億2,984万7,000円、計上しています。前年度と比べ、14億6,575万3,000円、63.9%の減額となっております。借入れ予定の内訳を申しますと、合併特例事業債として2億280万円、過疎対策事業債として3億8,260万円、臨時財政対策債として2億4,444万7,000円となっております。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。9ページをお願いします。第1款議会費は前年度に比べ、55万7,000円増額し、9,672万8,000円となりました。次の第2款総務費は前年度に比べ、9,075万5,000円、7.9%増額して、12億3,411万1,000円となりました。これは、昨年度からの継続事業である光ブロードバンド整備事業補助金が前年度当初と比較しまして、1億3,220万円増によるものが、主な要因となっております。

次の3款民生費は前年度に比べ、7,989万5,000円、5%増額し、16億7,379万3,000円となりました。主な増加要因は、国が低所得者への負担軽減のために行う、消費税増税による、低所得者への臨時福祉給付金事業7,500万円や子育て世帯への臨時特例給付金事業1,300万円の増によるものです。その他、保育所運営負担金が、2億4,347万円で、前年度からしますと3,734万8,000円の増となっております。これにつきましては、保育士の処遇改善への負担金の増となっております。

す。

次に、第4款の衛生費は、前年度に比べ1,818万5,000円、3%の増額し、6億1,965万円となりました。これは、保健衛生総務費の病院事業繰出金を552万7,000円の増と、有明広域行政事務組合の衛生費、施設費負担金分650万程度の増が、主な増額の要因となっております。

次に、6款農林水産業費は前年度に比べ、4,613万6,000円、16.4%の増になり、3億2,783万8,000円となりました。主な要因としましては、農業振興費で、施設農業機械整備補助金を2,718万1,000円、県営圃場整備に伴う県営事業負担金を3,200万円、また、林道間伐作業道改良工事の2,968万円の計上によるものでございます。

次の7款商工費は前年度に比べ、7,023万3,000円、39.3%の減になり、1億853万4,000円となりました。主な要因としましては、三加和温泉施設管理運営費7,261万3,000円の減によるものでございます。

次の8款土木費は前年度に比べ、5億1,971万2,000円、64.7%減で、2億8,385万8,000円となりました。これは、骨格予算で投資的経費、道路改良とか道路維持、河川維持費の計上を見送ったことによるものでございます。

次に、9款消防費は前年度に比べ、976万3,000円、4.6%の増で、2億2,260万7,000円となりました。増額の主な要因は、消防積載車の更新、入替えに伴う自動車購入費や一部事務組合負担金の増、災害対策費の増によりものでございます。10款教育費は前年度に比べ、19億7,106万4,000円、79.3%減になり、5億1,439万2,000円となりました。減額の主な要因は、菊水区域学校建設事業の経費を6月補正で対応するため、当初予算には計上していなかったための減となります。

最後に、12款公債費につきましては、前年度に比べ、1億2,054万3,000円、15.8%の増になり、8億8,227万2,000円となりました。これは、元金の1億2,236万8,000円の増によるものでございます。

以上で、説明を終わりますけど、今回は骨格予算ではありますが、今後も非常に厳しい財政状況でありますので、削減できる人件費や物品費等につきましては、削減をしまして、計上させていただいております。

以上、簡単ですが、議案第17号、平成26年度一般会計予算の提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第18号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第21、議案第18号「平成26年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第18号、平成26年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。歳入、歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,086万7,000円とするものでございます。

まず、5ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。全体として、前年度

の予算額に対しまして、26年度は4,709万2,000円の減となっております。この要因といたしましては、3 款の国庫支出金の療養給費負担金、それと、財政調整交付金と合わせまして3,288万1,000円の減。

それから、7 款の共同事業交付金、この中の保険財政事業交付金が1,420万円の減、前年度の交付額で試算しております。これが主な要因となっております。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書です。2 款の保険給付費で、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費が5,000万円ほど減としております。

続きまして、7 ページの歳入から主なものを説明いたします。1 款の国民健康保険税、1 目の一般被保険者、2 目の退職被保険者、合わせまして2 億4,544万5,000円を計上しております。収納予定率は、当初の現年度の課税分で、93%を見込んでおります。税率につきましては、前年度と同様、同率でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。8 ページの中段にあります3 款国庫支出金、1 目の療養給費等負担金、2 目の高額医療費共同事業費、3 目の特定健康診査等負担金、これを合わせまして、2 億6,135万円、同じく3 款の国庫支出金、1 目の財政調整交付金など、1 億7,055万3,000円、前年度の交付額や歳出予算額を考慮しまして試算いたしております。

次に、9 ページをお願いいたします。上段の4 款療養給費等交付金、1 目の療養給費等交付金、1 億3,471万1,000円、それから、5 款の前期高齢者交付金、1 目の前期高齢者交付金、3 億736万7,000円につきましても、前年度の交付金を参考に試算しております。6 款の県支出金、7 款の共同事業交付金も前年度交付額を参考として計上しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。9 款繰入金、1 目の一般会計繰入金は、保険基盤安定のため、出産育児一時金支給、それから、職員給与等及び国保財政安定化といたしまして、8,514万1,000円、同じく、9 款の繰入金、1 目の基金繰入金、基金から7,892万2,000円を取り崩して、繰入れる予定で計上いたしております。

10款の繰越金は、平成25年度からの繰越金8,434万6,000円計上しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。11款諸収入、1 目の一般被保険者第三者納付金、これは交通事故等によります損害賠償金で、100万円計上しております。

続きまして、12ページの歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 目の一般管理費につきましては、職員の給与、事務費として2,143万2,000円を計上しております。

次に、13ページをお願いいたします。下段にあります、2 款保険給付費、1 項の療養諸費として合計の9 億4,275万円。これは、入院、外来、歯科等の費用として計上しております。次に、14ページをお願いいたします。上段の2 款保険給付費、2 項の高額療養費として、これは医療機関の窓口で支払われた一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻しされますので、合計の1 億2,886万円計上しております。それから、下段の2 款保険給付費、1 目の出産育児一時金672万円、1 件当たり42万円、16件出生を見込んでおります。

次に、15ページをお願いいたします。3 款後期高齢者支援金等、1 目の後期高齢者支援金1 億

7,503万7,000円、これは、後期高齢者医療制度を支援するために、75歳未満の人は、後期高齢者支援金分として、保険税を負担することになっておりますので、その費用を計上しております。

次に、16ページをお願いいたします。上段の6款介護納付金8,600万円、40歳から64歳までの保険税を算定いたしまして計上しております。

次に、7款の共同事業拠出金では、高額医療費に対する拠出金として合わせて、2億366万2,000円を計上しております。

次に、8款保健事業費、1目の特定健康診査等事業費に2,164万4,000円、特定健診、人間ドックにかかる費用を計上しております。

次に、17ページをお願いいたします。8款保健事業費、1目の保健衛生普及費、あんま・鍼・灸の補助を計上しております。2目の疾病予防費に780万円計上しております。これは、国保ヘルスアップ事業が24年度で終了しまして、昨年度、25年度から生活習慣病の発症予防と重症化予防に継続して取り組む必要がございますので、同じ国庫補助金で、上限が400万円の国保保健指導事業に取り組んでおりますので、その費用、主に非常勤職員の報酬を計上しております。

次に、18ページをお願いいたします。11款諸支出金、3目の償還金、平成25年度の療養給付費負担金の返還金として、2,000万円計上しております。同じく、11款諸支出金、2目の直営診療施設勘定繰出金の816万8,000円、調整交付金の対象となります町立病院の直営診療保険事業分として計上しております。

続きまして、最後のページ、24ページをお願いいたします。国保保健指導事業の債務負担行為でございます。国保保健指導事業、限度額が159万7,000円、期間が平成26年度から平成28年度まで、金額は145万6,000円、これは、軽自動車1台のリース料とパソコン4台のリース料でございます。

以上、簡単ですが、2月24日に和水町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添えまして、提案理由といたします。

日程第22 議案第19号 平成26年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第22、議案第19号「平成26年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第19号、平成26年度和水町介護保険事業会計の予算につきまして、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,400万3,000円とお願いするものです。まず、歳出のほうから御説明申し上げたいと思います。4ページの歳出事項別明細書をごらんください。

1款の総務費ですが、前年度予算より460万4,000円増加の4,572万1,000円を見込んでいます。増加分は、第6期の介護保険事業会計策定業務委託料と人件費の増です。第6期の事業計画は、平成27年度から29年度までとなっておりますが、第6期は2025年度、平成37年度までの第1号被保

険者数、認定者数、給付額、保険料等を推計する必要があり、第7期、第8期計画の基となるものを策定するため、専門的な知識を有するコンサルタントに業務を委託したいと考えております。そのために、委託料として217万6,000円をお願いしているところでございます。

次に、2款の介護給付費ですが、前年度より4,028万4,000円増ということで、15億6,358万5,000円を見込んでいます。増加の主なもの、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費等の介護サービス等諸費で2,957万5,000円の増、介護予防サービス給付費等の介護予防サービス等諸費で、718万7000円の増などが主なものです。

次に、3款地域支援事業ですが、前年度より164万5,000円増の2,334万4,000円を見込んでいます。率といたしましては、2.6%の増を見込んでいます。地域支援事業のうち、介護予防事業につきましては、原則、給付費の3%以内となっております。増加の主なもの、介護予防教室を社協に委託している分で、今年度まで33地区から来年度は39地区へと6地区追加する部分でございます。

次に、7款諸支出金ですが、17万円増の35万円を見込んでいます。死亡や転出等による保険料の歳出還付を25年度実績により算出しております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。3ページにお戻りくださいませ。1款の保険料は、前年度より858万9,000円増の2億6,602万3,000円を見込んでいます。本年2月1日現在の第1号保険者の内訳は特徴、年金の天引きの方ですが、3,765人。普徴、納付書で納付いただく方たちですが238人の4,003人です。

次に、3款、国庫支出金は、前年度より2,872万4,000円少ない、4億2,519万3,000円を見込んでおります。本来、給付費総額の20%を計上してきましたが、国、県の給付費負担金は施設分とその他の分に分けられ、負担割合が異なり、本来の負担割合に合わせた結果、17.47215%になりましたので、その割合で計上しております。

次に、4款支払基金交付金ですが、前年度より1,194万3,000円多い、4億5,870万2,000円を見込んでいます。これは、給付費総額の29%を計上しております。

次に、5款県支出金ですが、前年度より4,481万9,000円多い2億3,826万5,000円を見込んでいます。国庫支出金のところで申し上げましたが、本来給付費総額の12.5%のところですが、施設分とその他分で割合が異なり、本来の負担割合に合わせた結果、15.02777%となりましたので、その割合で計上しています。国庫と県費で、給付費総額の32.4992%となりますが、本来、国庫保険では、32.5%の割合でなっておりましたので、ほとんど変わらない数字だと思っております。

次に、7款繰入金ですが、前年度より990万6,000円多い2億4,546万9,000円を見込んでいます。これは、介護給付費総額の12.5%を計上したために増加しております。

以上、簡単ですが、議案第19号、和水町介護保険事業会計の予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 日程第23、議案第20号「平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第20号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,014万3,000円とするものでございます。前年度予算と比較しますと、1,383万8,000円の減でございまして、マイナス2.8%減の予算となっております。

3ページをお願いします。内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりまして、款ごとに説明いたします。まず、歳入について説明いたします。1款のサービス収入につきましては、この項目は長期入所、短期入所、通所利用者の介護給付費及びそれに伴います自己負担金の収入でございまして、前年度比750万円増の4億5,694万8,000円といたしております。このサービス収入は、歳入全体に対する構成比が95.2%となります。2款の分担金及び負担金は、毎年町と委託契約しておりますいきがい支援事業、短期入所特別支援事業、ふれあいショートステイ支援事業により、町からの収入でございまして、前年度比の14万4,000円増の179万6,000円といたしております。歳入全体に対する構成比は0.4%となります。

3款の使用料及び手数料は毎年、町の社会福祉協議会と委託契約をしております、給食サービス使用料及び町と委託契約をしております、いきがい支援事業、短期入所特別支援事業、ふれあいショートステイ支援事業の個人負担金の収入でございまして、前年度比11万7,000円減の106万9,000円といたしております。歳入全体に対します構成比は、0.2%となります。

5款の財産収入につきましては、特老積立金及び特老建設基金の収入の基金の利子の収入でございまして、平成26年度の予定額といたしましては、前年度比3万円増の36万3,000円といたしております。25年度の予定額と同額ということにしております。歳入全体に対する構成比は、0.1%となっております。

6款の寄附金につきましては、前年度と同様の1,000円としております。

7款の繰越金につきましては、前年度比の2,134万9,000円減の1,889万円といたしております。歳入全体に対する構成比は3.9%となります。

8款の諸収入につきましては、前年度比4万6,000円減の107万6,000円といたしております。歳入全体に対する構成比は0.2%となります。

続きまして、歳出につきまして説明いたします。4ページをお願いいたします。

1款の総務費につきましては、前年度比の662万1,000円減の4億4,023万9,000円といたしております。総務費は長期入所者、それから短期入所者のお世話をする担当職員と臨時職員の人件費及びそれに伴います経費及び施設の管理費等を計上いたしております。歳出全体に対する構成比は91.7%となります。

2款のサービス事業費につきましては、前年度比の732万5,000円減の3,528万4,000円といたし

ております。この項目は、デイサービス事業の関係の経費でございまして、デイサービス担当の職員4名と臨時職員3名の人件費及びデイサービス事業にかかる経費等を計上いたしているところでございます。歳出全体に対する構成比は6.7%ということになります。

それから、第3款の支援事業費につきましては、前年度比10万8,000円増の362万円といたしております。この項目は生きがいデイサービス事業関係の経費でございまして、臨時職員1名分の人件費及び生きがいデイサービス事業にかかる経費等を計上いたしております。歳出全体に対する構成比は0.7%となります。

第4款の予備費につきましては、前年度、25年度と同額の100万を計上いたしておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第20号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

日程第24 議案第21号 平成26年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第24、議案第21号「平成26年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では、議案第21号です。平成26年度和水町簡易水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,209万5,000円とするものでございます。前年度当初予算が8,050万1,000円でございますので、840万6,000円の減額予算となっております。率に直しまして、前年比較約10%の減額となっております。では、まず、3ページをお願いいたします。3ページでございますけど、簡易水道事業債といたしまして、1,200万計上をしております。内容につきましては、後で御説明いたします。

では、歳入から御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

1款の分担金及び負担金の水道事業加入負担金で24万円計上しております。加入者負担金は1件8万円、新年度3件加入で24万、見込みで計上をしております。これは、前年度と同額でございます。

次に、2款使用料及び手数料の水道使用料で、前年度より約90万円増の2,025万8,000円計上しております。現在加入件数が約450件ほどありまして、毎月の使用料が約168万8,000円でございます。その1年分ということで、2,025万8,000円計上しております。

続いて、3款の国庫補助金で601万2,000円計上しております。これは、大藤地区5号の移動施設導水管工事の補助金でございます。補助金は事業費の3分の1、補助対象事業費が1,803万6,000円でございますので、601万2,000円計上をしております。それから、5款繰入金、一般会計繰入金といたしまして、前年度より約150万円減の3,057万9,000円計上しております。

次に、6款繰越金、前年度繰越金といたしまして、300万計上をしております。歳入の最後に

なりますけど、7ページの8款町債、簡易水道事業債及び過疎対策事業債で、1,200万計上をしております。新年度、大藤地区5号の井戸施設整備導水管工事を実施いたしますが、国費が事業費の3分の1でございますので、残りの3分の2を起債で対応したいと思い、予算を計上しているところでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。はじめに、1款総務費、一般管理費の12節役務費の手数料で130万3,000円計上しております。これは、口座振替手数料、それから、水質検査料でございます。それから、13節委託料の水道検針委託料で、26万8,000円、それから、27節の公課費、消費税の支払いといたしまして、100万円計上しております。それと、施設管理費の消耗品で61万9,000円、これは主に薬液関係でございます。光熱水費は施設4カ所の電気料金で349万5,000円、修繕料は施設の水道器具の修繕で、367万3,000円計上しております。次に、9ページですけど、13節の委託料、配水地清掃委託料で44万9,000円、それから、水道施設管理委託料といたしまして、電気保安管理、塩素滅菌維持管理等の費用で、425万4,000円計上しております。それから、量水器及び量水器ボックスの取替委託料で88万円、また、和水町簡易水道統合認可申請書作成委託で、226万8,000円計上しております。これは、大藤地区5号の井戸の施設整備、導水管工事竣工後に委託を行います。次に、15節の工事請負費で2,073万1,000円計上しています。これは主に大藤地区5号の井戸施設整備、導水管工事の費用でございます。16節の原材料、水道機材で113万2,000円計上しております。また、2款の公債費償還金でございますけど、元金と利子で前年度より7万4,000円少ない、2,430万1,000円計上をしております。

最後になりますけど、予備費で100万ほど計上をしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第25 議案第22号 平成26年度和水町下水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第25、議案第22号「平成26年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第22号です。平成26年度和水町下水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,529万5,000円とするものでございます。前年度当初予算が9,341万3,000円でございますので、188万2,000円の増額予算となっております。率にしまして、前年度比較約2%の増額となっております。

では、歳入から御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

1款の分担金及び負担金の受益者分担金で90万計上しております。加入者分担金は6件分で90万計上しております。1件当たりの分担金は15万円でございます。

次に、2款使用料及び手数料の下水使用料で、前年度より108万円増の2,004万円計上しており

ます。現在、接続件数は約390件で、毎月の使用料約167万円あります。年間にしますと使用料が2,004万円、あくまでも見込みで計上をしております。それから、登録手数料といたしまして、これは指定工事店登録手数料で1万円計上しております。

続いて、4款繰入金、一般会計繰入金といたしまして、前年度より239万7,000円少ない、6,384万1,000円計上をしております。

次に、5款繰越金、前年度繰越金といたしまして、1,000万計上しております。

次、6ページをお願いします。次のページですね。6ページは、総務費の県補助金、生活排水適正処理重点推進事業補助金50万計上しております。この補助金は、下水道区域内でくみ取り、または浄化槽から下水道に切り替える場合、公共枡までの接続の費用、またはトイレの改造費などの費用を町が助成する費用の2分の1を県が補助する事業でございます。最高20万までの補助でございます。20万を町が10万、県が10万負担するということです。今回見込みで5件分の50万計上しております。

続きまして、歳出について、説明いたします。7ページをお願いします。次のページですね。

はじめに1款総務費の1節報酬でございますけど、下水道運営審議会の報酬といたしまして、19万1,000円計上しています。下水道運営審議会は、17名で構成をしております。次に、19節負担金補助及び交付金の下水道排水設備工事助成金で100万円計上しております。これは、先ほど申し上げましたように、下水道区域内でくみ取り、または浄化槽から下水道に切り替える場合、公共枡までの接続の費用、またはトイレの改修費などの費用を助成する事業です。今回見込みで20万の5件分ということで100万円計上しております。それから、27節の公課費は、消費税の支払いで32万円計上しております。

それから、次のページ、8ページお願いいたします。2款の衛生費です。下水道施設運営費の7節賃金で27万8,000円計上しております。これは夜間等に事故が発生したときに対応するための賃金でございます。次に11節の需用費、消耗品の65万円は滅菌に使用する紫外線ランプ等の費用でございます。光熱水費は浄化センター、それからマンホールポンプの施設の電気料金で412万8,000円計上しております。修繕料につきましては、まず処理場の施設、それから管渠等修繕費で150万円、それと処理場のスパローター2台のオーバーホール代といたしまして276万円計上しております。合計で修繕料は426万円となります。なお、このスパローターにつきましては、皆様に配付しております資料の10ページに載せておりますので申し添えておきます。次の医薬材料につきましては、搬出の汚泥をつくるための医薬の材料で76万5,000円計上しております。12節の役務費の手数料89万円は、水質検査の費用で、また保険料の7万4,000円は建物共済、浄化センター、マンホールポンプ施設の保険料でございます。13節の委託料は、浄化センターの管理委託と電気保安全管理委託等の委託料で1,035万8,000円計上しております。14節借上料の40万円は、マンホールポンプ施設4カ所の非常時の発電機の借上料でございます。15節の工事請負費といたしまして、100万計上しております。内容でございますけど、下水道の取り付け管と工事のためでございます。また、公債費、元金と利子で前年度より312万5,000円少ない6,036万円計上しております。最後に、予備費で50万計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第26 議案第23号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第26、議案第23号「平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では、議案第23号、平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億151万1,000円とするものでございます。前年度当初予算が9,137万円でございますので、1,014万1,000円の増額予算となっております。率にしまして、前年度比較約11%の増額となっております。

では、3ページをお願いします。特定地域生活処理事業債といたしまして、3,000万計上しております。26年度事業費を国費と分担金と起債で対応するというところで3,000万計上しております。では、歳入から御説明いたしますので、6ページをお願いします。

1款の分担金及び負担金の受益者加入負担金で450万計上しております。加入者負担金は、30基分の450万計上しております。

次の増嵩経費負担金、浄化槽の駐車場タイプの追加工事の負担金で5基分の22万5,000円計上しております。

次に、2款使用料及び手数料の浄化槽使用料で前年度より195万1,000円増の2,978万5,000円計上しております。現在この事業の加入件数は477件で、毎月の使用料約248万2,000円でございます。年間に直しますと、2,978万5,000円見込みで計上をしております。それから、国庫補助金で1,239万8,000円、補助金は事業費の3分の1でございます。次、県補助金で38万1,000円計上しております。県補助金は、前年度事業費の6.5%以内でございます。それから、7ページの県の衛生費委託金といたしまして、29万5,000円計上しています。これは浄化槽法に基づく権限移譲事務交付金でございます。

続いて、5款繰入金、一般会計繰入金といたしまして、前年度より119万6,000円少ない、2,292万3,000円計上しております。

次に、6款繰越金、前年度繰越金といたしまして、100万計上しております。

歳入の最後になります。8款地方債、下水道事業債で前年度より500万増の3,000万計上しております。

続きまして、歳出といたします。8ページですね。はじめに総務費の一般管理費11節需用費の光熱水費、これは南団地と中央団地の電気料としまして42万、それと修繕料は主にブロー等の修繕で60万円、それぞれ計上しております。それから12節の役務費は、7条検査や11条検査の水質検査手数料といたしまして、257万8,000円。また13節の委託料、浄化槽の保守点検委託料といたしまして、2,997万4,000円計上しております。次に、15節の工事請負費といたしまして、浄化槽

30基の工事費で4,731万6,000円計上しております。27節の公課費は消費税の支払いで50万計上しております。また、公債費、元金と利子で前年度より186万6,000円増の1,914万2,000円計上しております。

最後になりますが、予備費で50万計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ここでしばらく休憩いたします。

2時15分より再開いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時20分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 議案第24号 平成26年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第27、議案第24号「平成26年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合支所長 徳永 壽君

○総合支所長（徳永 壽君） 議案第24号、平成26年度和水町春富財産区特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28万1,000円とするものです。前年と同額の予算を計上しております。

まず3ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、前年度からの繰越金27万9,000円が主なものとなっています。

次に4ページの歳出をご覧ください。歳出につきましては、財産費に18万1,000円、予備費に10万円を計上しています。

歳出の内訳を説明いたします。

6ページをご覧ください。1目の財産区管理委員会費として12万7,000円を計上しています。内訳は、年に2回開催しております管理会の委員報酬を7万9,000円、費用弁償を1万4,000円、それから需用費を2万9,000円、これは管理会時の食糧費などです。役務費を5,000円、これは通信運搬費や労災保険料などです。

次に、2目の財産管理費として5万4,000円を計上しています。内訳は、財産区有林の境界確認や作業道草刈りのときの賃金として4万2,000円、草刈り作業時の消耗品として1万円などです。

2款の予備費には10万円を計上しております。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

日程第28 議案第25号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第28、議案第25号「平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第25号、平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,778万9,000円とするものでございます。前年度と比較しますと、478万4,000円の減となっております。

最初に5ページの歳入から説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収と2目の普通徴収の保険料につきましては、7,605万6,000円、これは広域連合より被保険者の試算をしまして計上しております。平成26年度の保険料は、25年度と同じく均等割額4万7,900円、所得割率9.26%になります。

次に4款繰入金、1目の事務費繰入金、職員の給与及び需用費等の経費でございまして、483万8,000円、2目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減の補てんとなるものでございまして、県が4分の3、町が4分の1を負担しまして、広域連合からの試算に基づきまして6,013万2,000円を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。中段にあります6款諸収入、1目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の健康保持増進事業収入につきましては、466名分の健康診査料と事務費、それから、25年度からはじめております事業であります肺炎球菌ワクチン接種事業、これは助成金1人当たり2,000円の助成でございまして、600名分、合計の534万1,000円を計上しております。次に、7ページの歳出について説明いたします。

1款総務費、1目一般管理費では、職員の給与及び需用費等の経費547万6,000円を計上しております。

次に、下段にあります2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期被保険者の方から納付いただいた保険料と、一般会計から繰り入れる基盤安定負担金を納付する必要があるしますので、1億3,618万8,000円を計上しております。

次に8ページをお願いいたします。3款保健事業費、1目の健康診査費につきましては、被保険者の健康診査の費用、それから、その事務費として466名分を計上しております。2目の予防接種費につきましては、歳入で申し上げました肺炎球菌ワクチン接種事業助成金、1人当たり2,000円の助成で、600名分を見込みまして120万円計上しております。最後に予備費として100万円を計上しております。

以上、簡単ですが提案理由といたします。

日程第29 議案第26号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第29、議案第26号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第26号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、第1条が総則でございまして、第2条に業務の予定量を定めております。（1）病床数、3階の一般病棟が56床、4階の療養型病棟が医療30床、介護12床、計の42床、3、4階合計の98床でございます。（2）年間入院患者延べ数ですが、今年度2万8,105人を見込んでおります。1日平均77名です。（3）年間外来患者延べ数3万1,850人、1日平均の外来患者数130人を見込んでおります。ただ、これはあくまでも延べの患者数でございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額を9億6,796万7,000円として計上させていただいております。前年度と比較しますと、前年度の当初予算と比較しますと、3,118万4,000円の増となっております。

主な理由といたしましては、平成26年度から新地方公営企業法の会計制度が改正になりまして、非資金損益勘定と申しまして、実際には支出はございませんが、予算化が必要となるためのことが第一の要因ではないかと考えております。

25ページをお願いしたいと思います。収入から説明いたします。

第1項医業収益、第1目入院収益を5億870万円、第2項外来収益を1億9,747万円としております。入院外来の積算基礎といたしましては、先ほど申し上げました入院患者数、外来患者数の推定見込み数を先ほど申し上げておりましたけれども、1日当たりの診療単価を入院で約1万8,000円、外来で約6,200円程度から割り出したものでございます。

26ページになりますが、医業収益の繰入金として、第4目一般会計負担金6,612万3,000円を予定しております。

次に、27ページの第2項医業外収益でございますが、1億2,355万1,000円を予定しております。主なものは一般会計からの繰入金でございまして、第2目一般会計負担金1億1,175万3,000円を計上しております。会計制度の改正によりまして変わった点が次になりますけれども、第4目の長期前受金戻入ということで目はあがっておりますが、1,097万8,000円を計上しております。この長期前受金戻入と申しますのは、これまでに町立病院が受けました医療機器等の購入のために受けた補助金の考え方が変わったものでございまして、補助金を充てた購入資金に対して、補助金を含めた全額を減価償却対象としたために発生するものでございますが、以降、初年度ということで、これまでの分を一括して戻入するものでございます。今後、予算上におきまして、毎年度補助金分の減価償却が戻入されることとなります。

その他、28ページからは健康管理センター収益、居宅介護支援事業収益、訪問看護事業収益とそれぞれ見込んでおります。

次に、30ページをお願いします。30ページから支出でございますが、第1項医業費用で8億

6,975万9,000円、そのうち第1目給与費用5億7,890万6,000円予定しております。前年度と比較しますと、約1,593万円の増となっております。

それから、31ページの第2目材料費は7,086万8,000円、32ページ経費につきましては、1億4,422万3,000円を予定しております。これは昨年並となっております。

次に、変更の2点目ですけれども、第4目に減価償却費を7,406万1,000円としております。第1節から第4節まで、これまでも減価償却費として計上してまいりましたけれども、次の34ページにあげておりますが、第5節にリース資産減価償却費が、制度改正によりまして、リース物件も資産という考え方となりましたので、リース資産減価償却費分として1,649万円が増えております。これが二つ目の変わった点でございます。

また、34ページ、第2項医業外費用といたしまして2,260万円、主なものは、第1節企業債利息に919万円となっております。

その他35ページから38ページまでの第3項健康管理センター費用、第4項居宅介護支援事業費用、第5項訪問看護支援事業等となっております。

次に、39ページでございますが、第6項に特別損失、第3目その他特別損失に2,737万2,000円を計上しております。これも3点目の制度改正によりまして変わったところでございますけれども、平成26年度、今年の6月ですけれども、6月に支払います期末勤勉手当の引当金ということになります。6月の賞与につきましては、25年の12月から3月まで、今月までの4カ月分と26年度の4月、5月が支払われますけれども、4カ月分は前年度の予算として考え、特別損失として計上するものでございます。

以上、収益的支出額を9億6,796万7,000円として予算編成しております。

続きまして、40ページをご覧ください。資本的収入でございますが、第1項出資金、第1目一般会計出資金といたしまして、4,736万6,000円の繰入金を予定しております。また、第2項企業債として、医療機器機械購入等に充てるために2,360万円を計上いたしております。これは資本的支出の建設改良費に充てる分でございます。また、第3項国庫補助金として、直営診療施設補助金262万5,000円を見込んでおりまして、資本的収入額は、合計で7,359万1,000円となっております。

次に、41ページの資本的支出でございますが、第1項建設改良費5,541万円を予定しております。これは主に医療機械、電動ベッドとか心電図測定装置、ギャッジベッド等を予定しているものでございます。

次に、四つ目の法改正分でございますが、第3目にリース資産購入費で2,119万8,000円を計上しております。リース物件につきましては、これまで収益的支出の賃借料等の予算で計上してまいりましたけれども、リース物件も資産という考え方で、新たに資本的支出のリース資産購入費ということで計上することとなりました。これにより、先ほど説明しました減価償却費につきましても増加しているものでございます。また、第2項企業債償還金として、7,890万8,000円を予定しているものでございます。

資本的支出の合計額は、1億3,431万8,000円となっております。

2ページのほうに戻っていただきたいと思います。第4条の資本的収入及び支出でございますが、先ほど申しましたように、収入額7,359万1,000円、支出を1億3,431万8,000円としておりまして、収入額が支出額に対して不足する額6,072万7,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

次に、第5条ですが、起債の限度額を医療機器等の購入に2,360万円に定めたものでございます。

続きまして、第7条に（1）で職員給与費、現在正職員69名、臨時職員32名、計101名分の人件費6億2,328万1,000円、それと（2）の院長交際費で50万円を計上しております。また、8条でたな卸資産購入額を7,086万8,000円と定めたものでございます。

次に11ページをお願いします。この11ページの予定キャッシュフロー計算書でございますが、この計算書は、会計制度の改正によりまして、新しく予算書に添付することとなったものでございます。これは、一番に年間の業務活動、次の12ページですが、2番目に投資活動、3番に財務活動、それぞれの現金の動きを示したものです。年度当初の資金残高が、12ページの一番末尾にございますけれども、当院での26年度の医療活動によります資金増加額を、下から3段目ですけれども、1,871万3,000円と見込んでいるものでございます。

また、それ以降につきましては、予算書の19ページから24ページの26年度予算予定貸借対照表、25年度の予定損益計算書及び25年度の予定貸借対照表につきましては、別紙に予算審議資料に説明書を書き加えておりますので、そちらをご覧くださいというふうに思います。

以上で、議案第26号、病院事業会計予算について、提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） お諮りします。議案第17号、平成26年度和水町一般会計予算から議案第26号、平成26年度和水町立病院事業会計予算までの審査については、常任委員会の休会中の審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第26号までの審査については、常任委員会の休会中の審査とすることに決定いたしました。

日程第30 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（多賀勝丸君） 日程第30、議案第27号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第27号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があることから、この議案を提出してござい

す。

この規約の一部変更の内容としましては、熊本市町村総合事務組合の構成団体であります高遊原南消防組合が、平成26年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本市町村総合事務組合から脱退することから、この熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、熊本市町村総合事務組合の規約を一部変更するものでございます。この規約は、平成26年4月1日からの施行となります。

以上で、議案第27号の提案理由の説明を終わります。

日程第31 議案第28号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（多賀勝丸君） 日程第31、議案第28号「有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第28号、有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

一部事務組合の共同する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があることから、この議案を提出しております。

この規約の一部変更の内容としましては、結婚活動に関する事務及び広域観光に関する事務を、有明広域行政事務組合が行うことを明確にするため、有明広域行政事務組合規約の一部変更となります。

変更箇所は、新旧対照表で御説明を申し上げます。新旧対照表の2枚目ですが、最後のページになりますけど、最後のページをご覧ください。

規約の第3条になります。12号としまして、結婚活動支援に関する事務、13号としまして、広域観光に関する事務、以上の2号を加えるというものでございます。この規約の一部変更につきましては、平成26年4月1日からの施行となります。

以上で、議案第28号の提案理由の説明を終わります。

日程第32 議案第29号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第32、議案第29号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 議案第29号、和解及び損害賠償額の決定について、提案理由の説明をいたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、

議会の議決を得る必要があるということからこの議案を提出しております。この議案の和解と損害賠償についての内容でございますが、平成25年8月28日に菊池において発生したバス車内事故について、バス会社との和解ができ、損害賠償の額が15万7,512円と確定したことに伴うものでございます。

事故の内容でございますけども、平成25年8月28日から29日の1泊2日で実施されました「和水南関ブロック特別支援学級合同宿泊学習」として、研修地先の旭志麓にあります四季の里旭志へ行く道中の貸切りバス車内事故で、車内で起きた事故でございます。

事故の発生は、平成25年8月28日の午前10時40分でございます。場所につきましては、菊池市野間口569番地先の交差点でございます。事故の状況でございますが、有限会社サンライト観光バス所有のバスに乗車中の和水町及び南関町の管理下にある職員ないしは当該職員が管理する荷物が、同バスフロントガラスに衝突し、これによって同バスのフロントガラスが損傷したものでございます。

この事故に対しまして、相手方として熊本県菊池市旭志麓の1360番地1の有限会社サンライト観光バス、代表取締役渡邊輝幸氏より、フロントガラスの修理代及び休業補償についての損害賠償の請求がございました。和水町と南関町の共同で行ってる事業ということで、2町間で協議をいたしまして、南関町を窓口として交渉することとして、法的に専門であります南関町の顧問弁護士に依頼して対応してまいりました。このたびバス会社との和解が成立し、その賠償額が確定したということでございます。

この中の損害賠償の額の算定でございますが、損害額は、全体でございますけども、修理代として67万9,560円、それに休業補償が10万8,000円の合計78万7,560円でございます。過失割合でございますが、サンライト観光バスが6、和水町及び南関町で4というふうなところで、示談が成立しているところでございます。この過失割合に基づきまして、和水町及び南関町の負担分、78万7,560円の40%、31万5,024円、このうち内部分担の内訳協議を行って2分の1というふうな協議を今進めておりますので、その半分の15万7,512円が賠償額となったところでございます。なお、示談書の中には、この町議会の議決が得られないと示談書の効力は無効ですということをうたっているところでございます。

その他といたしまして、南関町に委託しております顧問弁護士の費用というのがあります。着手金が10万5,000円、成功報酬が10万5,000円ということでございまして、これにつきましても各々半分ずつ負担するというところでございます。この費用につきましては、別件で3月補正予算のほうで計上させていただいたところでございます。

以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。

日程第33 陳情等の常任委員会付託について

○議長（多賀勝丸君） 日程第33、本日までに受理した陳情等は、お手元にお配りしております陳情等文書受付一覧表のとおりです。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。5日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。
御起立願います。お疲れでした。

散会 午後 2 時50分